時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり　時事新報には每號詳細なる商況物價の報

時事新報

第三千八十四號
明治廿四年七月十八日　土曜日
舊曆辛卯六月十三日(乙、巳)
日出午前四時三十九分　日入午後六時五十四分
月出午後三時五十四分　月入午前一時四分
滿潮午前十一時四十分　午後二時十四分
(西曆一千八百九十一年)

時事新報定價

時事新報は每號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月曜日休刊

〇時事新報社ヨリ直接ニ郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を填塞するより各社同一の記事を掲ぐるもの寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社になへ報道すれば本社には其報道は達する事と信せらるゝ方多きが如し爲めに今日まで行違ひを生したる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとせらるゝ方は直接に本社に向け發送せられたし

時事新報

虚に走りて實を離る

政略の虚は虚に走りて實を離るゝより甚だしきはなし而して我國政治家の弊も亦虚に走り實を離るゝを以て最となすが如し從來政府の施設したる所を見よ教育殖產法律制度を問はず爲す所多くは意外の結果を生出して當局者自からも窃に顧みて忸怩たるを覺ゆる其病根は何くに在るや過度の教育を受けて學者の處世に苦むは政府が人民の智識を見て其財產を問はざるが故なり干涉保護の失敗に懲り繁文褥禮の面倒に惱まされて企事業の起つと能はざるは政府が行政の形式に拘泥して人民の便否を思はざるが故にあらずや其他法律制度の改正新定により當局者の事務の繁なる程に人民の恩澤を感ぜざる所以も必竟政府が泰西の學說を崇拜して固有の習慣及び現在の程度を斟酌せざるの過ちあらん歟翻て民間政治家の運動を見よ自由民權の大義を説くと雖も殖產貿易の實利害を云はず政務調査に從事すと雖も曾て繁文省略を論じたる者あるを聞かず大臣責任論、政黨内閣論その事の空漠に屬するものは明辨名言紙背に徹ると雖も少しく現實に係るものは奨勵すべき事業をも奨勵せず廢止すまじき保護をも廢止せんと欲するのみならず一歩進んで地租を輕減し地價を修正せんとの議さへ中々に盛なるに非ずや政府當局者の施設と云ひ國會議員の議論と云ひ其傾向は率ね此の如くにして心ある者は往々之を厭ふ者なきにあらず或は政府の當局者とても偶然の機會より今日の地位に立ちたる迄の人物にして素より専知識を以て目すべきに非ず國會の議員も亦必ずしも衆智を精選したるに非されは其完全を望む可らざるは我輩の熟知する所なれども居は其志を移すに足る政府が人民の爲めを計るに聊些の親切なからんや國會何ぞ獨り實際の利害に念なからんや之を計て至らず之を思ふて盡さゞるは是れ皆時の流弊のみ政府と云はず國會と云はず虚に走りて實を離るゝは今の我國の病なり

政治家の遊歴

百聞は一見に如かずと云ふ遊歴の要は蓋し此邊にあるか我中央政府の耳目は各府縣を合せ四十有餘の多きありて民情一切命に應して具申し來ると雖も其書類を極端に惡評すれば多くは反古同樣にして毫も實際の憑據となすに足らず時に地方官を召集して會議を開くと雖も其言ふ所は中央當局者をして滿足せしむると能はざれば是に於てか民情觀察など唱へて特に吏員を巡回せしむるは所謂百聞の一見に如かざるが故ならん而して其巡回の結果は如何と尋ぬるに到る處變態の盛なるを聞けども曾て之が爲めに民情の疏通したりと云ふを聞かず巡回員の報告は未だ之を閲讀するに由なけれども例へば繁文の如き遂に省略せられざるを見れば復命の次第は略々以て知るべきのみ其他海外を巡回したる結果の如きは我輩の説明を要せずして世人の定めて知了する所なるべし當局政治家の巡回なるものは大抵此の如きものなるに顧みて民間政治家の足跡を見よ某員の運動、某氏の漫遊云々とは每度新聞紙上に頻々たれども此運動漫遊なる文字を解剖すれば政談演説、黨員募集の意に外ならず演説、募集も亦敢て全く非なりと云ふにあらざれども政治家たる者が地方を周歴して百聞一見の好機會に際しながら戯れにも實業家に接して實業談を談せずとは何事なるや各地の實況を目擊踏查して利弊の所在を吟味したらば政治家の本分を盡して公私に益する所少なからざるべきに漫遊の目的は黨爭の一方に偏し其最も注意すべき實業の邊に至ては立ちも寄らざるのみならず實業の人を導いて自家の仲間に引入れ却て無責任の論客たらしめんとす口を開けば政務調査と云ひ民力休養と唱ふる其人にして漫遊の途上かゝる淺ましき振舞をも憚らず調査休養の文字をして靈あらしめば應に其寃に泣くなるべし人あり曰く其地方の代議士にして其地方の實利害を知らず又何の餘裕ありて他の地方を觀察するに堪ふ可けんや演説壇上壯士に妨げられて却て得々を催はすものは今の政治家の本色なるのみと言酷なりと雖も頗ぶる當れり此點より見れば民間政治家の漫遊は當局政治家の巡回に比して却て厭惡す可きものゝ多きが如し知らず官吏の巡回と云ひ政治家の遊歴と云ひ何れの日か能く滿足なるを得べきや多年の流弊その矯正も亦難しと云ふ可し

雜報

○貯蓄銀行條例に係る議論　同條例に關して京濱同盟銀行の調査委員が抱ける修正の要旨は曾て記載する所ありしが今度同盟銀行の總會も終りたるに付何れ近日右の委員會を開いて更に討議する筈なれば玆に其修正論に對する或人の批評を揭げんに先づ委員が貯蓄銀行條例十箇條に就て改むる所あらんとするもの都合四點あり其第一は即ち同條例第一條第二項の「銀行に於て一口五圓未滿の金額を定期預り若くは當座預として引受るときは貯蓄銀行の業を營む者と爲し此條例に依らしむ」と云へる規定に就き多少の餘裕を與へんと欲するにあり終始五圓足らずの金を預かるならば如何にも貯蓄銀行の業を營むものにして同條例の制裁を受くべきと勿論なれども貯蓄の精神にあらずして取引の都合により一度五圓未滿の金を預くる樣のとは如何なる手廣き商業者にても往々有り勝ちのみとあり例へば甲某が乙銀行に對する當座預の金高九十七圓ありて丙某に百圓の支拂を要するとあるとき右の九十七圓の引出小切手と現金三圓とを添へて丙に渡さば差支なかるべしと雖も端錢を手形に付け送るみと體裁も面白からざるより内に百圓の手形を渡し置きて後銀行へ三圓の金を通帳と共に持たせ遣る如きみとあるべし又一の會社が有金は總て取引の銀行へ預くる定めなるに其日の有金を締め上げて預込みたる後計算に少しの間違ありて二圓三圓の剩餘を生じたるを發見し直ちに又た通帳を持參して之を預くる樣のみとあるべし右等の事情にて一度五圓未滿の金を預けんとするものにても之を肯へば貯蓄銀行の業を營むものと認めらるゝみとありては銀行の不便一方ならず眞の貯蓄なればみそ嚴密なる制裁も要するなれ唯取引の都合より稀に生ずる小額の預金に就いても窮屈なる同條例の規定を適用せんみと其條例の精神にもあらざるべし斯れば五圓未滿の金も眞實貯蓄にあらざる場合には一般の銀行にて預り得るやう改め度しとは委員の所望にして其貯蓄にあらざるの場合を見定むるには如何なる標準を立つべきやと云ふに至りて差當り妙案も出でず晤り次の集會までに銘々熟慮して便法を案出すべしと云ふみとになり居れり扨此第一の修正論は左る事なから其標準はと云へば迚も良案のあるべしとも思はれず遞信省の郵便貯金にても其高五百圓に上れば貯金の性質を失ふみとゆゑ此邊の標準に依り銀行にても五百圓以上に達する預金を爲す者よりは事情に由り五圓未滿を預りても可なりと云ふ樣なる方案も面白けれど新たに其銀行と取引を始めたる者は豫金高五百圓に達せざるうちに五圓未滿預込の必要起りたるとき右の特典に預るみと能はざるべければ先づ一度の預金高平均十圓(若くは二十圓若くは三十圓)以上に達する預け人は都合に由り五圓未滿を預入るゝみともありて可なりと云ふ工合の標準を設くると便宜ならん歟、又第二に委員の修正せんとする所は貯蓄銀行貸付の抵當は國債券地方債券に限りあれど斯くては資金運轉の區域至て狹く今日地方債の如きは唯一二の地方に於て募りたるのみにて貯蓄銀行は殆ど公債証書を抵當にするより外は貸付を爲し得ざるが如きの實を見るべし甚だ不便なれば責めて日本銀行の擔保品として許せる株券だけは其擔保價格以下を以て貸付け得るみとゝ爲したしと云ふにあり如何にも條例通りにては資金の運轉窮屈なれど貯蓄銀行は營利を目的とすまじき程のものなれば世人の爲めに之れを忍ばんみとを望まざるを得ず、次に委員第三の修正は貯蓄銀行は確實なる國立銀行へ預金を爲し得るみとにせんと云ふにあれども米商會所も主務省の手前第六銀行を確實ありと唱へて預金を爲せしなるべし、又第四に委員は國立銀行に貯蓄の兼業を許すべしと云ふもありしが如何に國立銀行の制裁嚴重なれ(ばとて)第六國立銀行なんどを始め國立(銀行の)足らざる實例を示したるもの數(多)(貯)蓄の兼業を許すみと能はずと謂(ふ)特權を與へて貯蓄事業の確實を(圖る)ものあり去れど貯蓄金に先取特(權ある)兼業の國立銀行に向つて取引す(る)之れ有りとするも先取權は破れ(と云)ふものにはあらぞ停止とか閉店(を)行ひ得るみとなれば役員豫め其(金を)取引先きへ拂渡す樣のみとあり(得)べしとの反對ありしにより然(らば)業との經濟を別にせんと云ふに(貯蓄)の特權ありて置いたる國立銀行(の)資金を積立てたりとも營業期限(の)來ざるは勿論なり日常の營業も(妨)げありながら新に貯蓄事業を(營む)り資本金(若くは積立金)のうち(…)と資本金減却に與あるなくして(は)らざるべし云々

○英國通信(昨日の續)　在(…)

ロイヤル　アカデミー　英國はわ(…)美術の聚まる國柄と云ふにはわ(…)佛蘭西遠くは日本支那等迄も其(…)之を學ぶと同時に務めて自國の(…)しく進步したる樣子なりさて倫(敦)遠からぬ處に巍々たる一個の建(物)ル　アカデミー　オヴ　アーツ(…)百二十三年前の開設に係りプレ(…)四十二人のアカデミー・ヤン(校員)(…)エート(校友)を有す(但し校員(…)り)學力ある者は無謝儀にて每(…)の教授を受け每年五月より八月(…)す左れば倫敦に住する老若男女(…)利の國柄とて地方より見物の爲(…)して美術の思想あるものと否と(…)甚だ盛なる事共なり今年も去月(…)開き余も亦見物に赴きぬ先づ高(…)シルリングの見物料を拂ひ石階(…)十一室まで素通の見物をなした(…)千百六十二面と云ふ大數なれば(…)蓋し畫の道を知らぬものにても(…)ましからざる畫の有るは人情の(…)留まりたる二三の畫を擧げんに

(イ)　デキシー女史の「暗黒の光(…)位の小女が年老ひて盲目なる祖(…)傍に坐し其膝の上に置きたるバ(…)を讀かけ今や愛らしく、あどけ(…)上げたる畫にて頗る人情に適す(…)

(ロ)　校員プロフェッサー　ヘ(…)中」と稱する畫は一職人が己れ(…)思案の顔附自から斯る社會の英(…)肩に手を掛け後に立つ女房及倚(…)抱れたる赤兒の顔色まで憂愁を(…)

(ハ)　校員マークス氏の「委員會(…)裔中種々の色ある鸚鵡八羽あり(…)席を占め何か云ひつゝあるが如(…)して恰も會長の言を聽くが如き